

大津家庭裁判所委員会議事録

- 1 日時
平成25年2月28日(木)午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場所
大津地方裁判所大会議室(本館1階)
- 3 出席者
(委員)五十音順・敬称略
川島明美, 小堀光實, 子安増生, 高橋陽一, 中山章, 野中百合子, 廣田由行, 細谷鈴路, 森宏司, 吉村哲
(事務担当者)
花井義治, 稲留芳穂, 小森美香, 上馬場靖, 饒波岳人
柴田誠(家事調停委員), 松永純子(家事調停委員)
- 4 議事
 - (1) 前回委員会以後の改善結果等報告
事務担当者から, 前回委員会での委員の意見を踏まえ, 家庭裁判所が行った取り組みについて説明した。
 - (2) 意見交換
 - ア 来庁者アンケートについて
事務担当者より, 回収した来庁者アンケートについて説明を行った。
 - イ 離婚調停について, 申立人役, 相手方役を事務担当者が, 調停委員役を家事調停委員が担当して模擬調停を行い, 家事調停委員が実際の離婚調停について実情の説明を行った後, 意見交換を行った。
発言要旨は, 別紙のとおり
 - (3) 次回の開催日程
次回のテーマは, 「地域・家庭・学校から見た少年及び少年非行」について取り上げ, 日時は平成25年6月25日午後2時からとする。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長， 学識経験者委員， 弁護士委員， 検察官委員， 裁判官委員， 事務担当者)

子どもに関する問題について，裁判所の方として留意している点はあるか。

子どもを巡る問題については，まず，子どもの意思をどのように把握し，それをどのように考慮していくのが課題となる。意思の把握については，例えば，子どもに父と母どちらがよいか直接尋ねても，その子の置かれた状況や，父母の紛争の状況，その子の表現能力など発達の種類によって態度は異なり，本当にその子の意思を反映しているかはわからない。そこで，年齢に応じて，関係者との面接や学校からの聞き取りなどにより，その子の置かれた客観的な状況を押さえ，その上で，父母の話題をその子に振ったときの様子などから把握することも必要となる。

そして，調停は，最終的には当事者である父母が判断することなので，調査結果を当事者に示し，父母として，何が子どものためになるのかを考えてもらうことになる。

調停では，当事者双方から出される言い分について，それが本当なのかどうかといったことは吟味して進めることになるのか。

例えば，調停で夫の女性関係が問題となったが夫が認めない場合，今回の模擬調停では，時間の制約もあり，あまりそのことについて聞かなかったが，実際の調停では聞いていくことになる。ただ，調停では，深入りまではしない。子どもの環境にとってどうかということが重要なので，そのところ親としてどう思うのかという観点から聞いていくことになる。

今回の模擬調停を見て，まず，調停委員から当事者への最初の説明が長いと感じた。説明した事項によっては，最初に説明しなくても，必要に応じて行えばよいのではないかと思った。また，内容について，模擬調停では，夫から別居している妻に生活費を渡していないというシナリオだったが，実際は，妻の生活が安定していないと調停での話もなかなか進まないのではないか。渡されていない生活費をどうするかという話をはじめの段階でもよかったのではないか。

模擬調停では女性関係の有無について双方の主張が食い違っていたが，調停ではどこまで事実を確認していくのか。

調停であっても，慰謝料を評価する際にその前提として事実を把握しておく必要がある。女性関係の有無についても確認していくことになる。模擬調停には出てこなかったが，裁判官との評議を行っており，その中で裁判官が判断を示している。事実の有無について争いになったとき，最終的な決着は訴訟でつけるべきものなので，話し合いである調停では深入りはしないことも多いが，一方の主張が明らかに不合理な場合に，そこを突いて強く説得し，何とか調停での解決を図ろうとすることはある。

調停の場で，のどが渇いたときに飲み物を飲むことは許されるか。

調停の場で，のどが渇く人もおり，そのような方には調停室に持ち込んで飲んでもらっている。

離婚調停では，離婚に向けた話し合いが前提で，何とかよりを戻すという方向に持つ

て行くことはないのか。

調停の話し合いの中で、離婚するよりもむしろやり直すことができるのではないかと
いう状況が生じることもあり、そのようなときは、もう一度やりなおしてはどうかとい
う方向に進めることもある。

模擬調停を見て、当事者に対する初めの説明のところ、調停委員がどういう者なの
か説明してもよいのではないかと感じた。また、守秘義務の説明については、その範囲
がわかりにくいと感じた。そして、相手方に対する説明では、もう一度調停申立書を実
際に示しながら説明を行ってもよいのではと感じた。

調停の場で、事実と異なる発言をした場合、偽証罪に問われるのか。

また、調停では子どもの立場を最優先にすべきと考えるが、当事者が至った合意が必
ずしも子どもの幸せにはならないと考えるときはどうするのか。

調停での発言について、偽証罪に問われることはない。

親権者を誰にするかは、子どもにとって利益かどうかを重視して決める必要があるの
で、たとえ父母双方の意見が一致していても、それが子どもの福祉に合致しないと思わ
れる場合には、裁判所としては、子どもの福祉に合致するよう調整していく必要がある。
そして、合致するかどうかについて、必要に応じて子どもの監護の状況を調査するなど
しながら調停を進めていくことになる。

子どもの意思を把握し、それを調停に反映することが重要であるが、実際には、家庭
裁判所調査官が第一回目の調停期日から同席し、意思を把握するために子どもの調査が
必要かどうかを見極めるために関与することが多い。そして、裁判官と協議の上、必要
ということであれば調査を行うこととなる。

調停において、申立人や相手方は、主張する事実をどこまで自ら立証していく必要が
あるのか。それとも、事実は裁判所の方で調べてもらえるのか。

感覚としては、経済的な問題については、できるだけ当事者の側で資料を提出しても
らい、何が子どもの幸せにとってよいかといった問題については、裁判所がかなり後見
的に関与する方向での運用が考えられている。ただ、事情により様々なケースがあるの
で、ケースに応じて対応していくことになるかと思う。

模擬調停で、期日の終わりにその日の話し合いの到達点を当事者との間で確認したこ
とはよいことだと思う。ただ、その後に弁護士のところへ相談に行くようなときの備忘
のために、確認した内容をメモするようアドバイスした方がよいのではないか。

「家事調停について」という文書の最初のページの「家事調停の流れ」の部分で、調
停が不成立になったときに、自動的に審判に移行するものがある旨書いてあるが、よく
読んでいくとわかるが、意味がわかりにくい。また「自動的に」とはどういう意味か。
慰謝料は自動的に移行しないのか。

「自動的に」とは、新たに申立てをしなくても、という意味である。慰謝料は新たに
申し立てなければならない事項である。